

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、 改正、 （拡充）、 （緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年10月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。

一方で、現行制度では上場会社の株式取得が10%以上の場合等にのみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### [課題及びその原因]

現行制度では、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資についても事前届出の対象とされており、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である10%未満の場合であ

っても、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし、国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

[課題解決手段の検討]

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれのある投資には適切に対応していく観点から、以下の見直しを行う。

- ① 国の安全等を損なうおそれが大きいもの以外については、一定の基準を遵守することを条件に、事前届出を要しないこととする。
- ② 上場企業の株式取得について、事前届出が必要となる閾値（現行では10%）を引き下げる等の見直しを行う。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われなないこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大宗は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減される（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改革は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改革は適切かつ合理的なものと考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

（代替案：事後介入制度の導入）

代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。

[費用・効果]

事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和元年10月8日に関税・外国為替等審議会 第43回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案の施行後5年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。